

田原小学校創立150周年記念事業実行委員会会則

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、「鴨川市立田原小学校創立150周年記念事業実行委員会」（略称：田原小150周年実行委員会）と称し、事務局を田原小学校に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、田原小学校創立150周年を記念する事業に関する業務を遂行し、田原小学校の教育活動および地域振興を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 関係諸機関への働きかけ等を通じ、目的の達成を目指す。
- 2 田原小学校の教育並びに児童の教育環境の一層の充実・向上のため、地域・家庭・学校がより緊密な連携を行う。
- 3 その他、地域振興との関連において、田原小学校が地域の文化センターとしての機能を有することができるような方策を講じる。
- 4 創立150周年を記念する事業として、記念誌発行・記念式典の2つを行うための委員会を設置する。

第3章 会員

第4条 この会の会員となるのは次のとおりとする。

- 1 田原地区に在住する成人。
- 2 この会の趣旨に賛同する者。ただし、入会は実行委員長の承認を得た者。

第5条 この会の会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第4章 経理

第6条 この活動に要する経費は、公費及び補助金等にて支弁処理する。

第5章 役員

第7条 この会の役員は実行委員会組織図のとおりとする。

役員会の構成員は、補助役員を除いた役職にて組織する。

役職は次のとおりとする。

- 1 実行委員長 1名
- 2 実行副委員長 1名
- 3 顧問 3名
- 4 事務局 渉外担当：田原小 教頭 経理（財務）担当：田原小 事務職員

- 5 記念誌委員会 3名
- 6 記念事業委員会 3名

第8条 役員会の任期は次のとおりとする。

会の目的をおおむね達成し、または、会の役目を終了したと実行委員長が判断した時点で、実行委員長による解散宣言をもって終わる。

第9条 役員・会員の任務は次のとおりとする。

- 1 実行委員長は本会を代表し、会の意志を総括する。また、実行委員会を招集し、会議の議長をする。
- 2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に支障ある時はその一切を代行する。
- 3 会員は、本会の趣旨に則り、会員の意志の反映を図るとともに、実行委員の活動への支援に努める。

第10条事務局は次の職務を行う。

- 1 この会の活動に関する事項を記録する。
- 2 この会の庶務、会計を行う。
- 3 記録その他の書類等を整備保管する。

第6章 役員会の招集

第11条 役員会は、実行委員長が必要と認めるときに招集する。

第12条 各種委員会は、実行委員長が必要と認めるときに招集する。

第7章 会則(規約)の改正

第13条 会則等の改正が必要な場合は、実行委員会の議決を経てその旨を会員に周知する。

付則 この会則(規約)は、令和5年3月3日より施行する。